

公用車の車検に伴う契約締結に関する住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成20年10月8日

高松市監査委員	谷本繁男
同	吉田正己
同	中村順一
同	岡下勝彦

公用車の車検に伴う契約締結に関する住民監査請求の監査結果について

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成20年8月11日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（「平成20年度高松市庁用自動車の直接修繕および整備用部品の直接購入について」と題する書面（注）事実証明書については省略した。）記載の通り、高松市職員は、公用車の車検に関して、すべて競争契約によらずに、違法な随意契約により処理している事実が認められるが、本件各随意契約の締結及び履行は、地方自治法第234条第1項、同条法第2項の規定に違反する違法行為である。本件随意契約の締結及び履行は、地方自治法第242条第1項に規定する「違法又は不当な」契約の締結及び履行に該当するものである。地方自治法第234条では、自治体におけ

る契約の締結は、一般競争入札を原則とし、例外として指名競争入札及び随意契約が認められるが、例外は、政令で定める場合にしか認められないのである。若し仮に、随意契約による必要があったと仮定しても、高松市契約規則第18条第2項では、原則として2社以上の業者から見積書を提出させることとしているにもかかわらず、本件随意契約においては、一切、2社以上の業者から見積書を提出させた事実はないのである。高松市内には、NTTの職業別電話帳で確認しても、相当多数の車検業者が存在することが認められるが、高松市職員は、明確な基準もないことから、お気に入りの業者を恣意的に選んで発注している。適法な競争契約によった場合には、より低額の契約も可能なのである。更に、車検代金の支払いは、高松市会計規則施行規程の様式第14号の「見積書および請求書」用紙を提出させているが、本来、見積もりの行為と請求行為とは、全く別の行為であって、車検に関しては、両者が同一日に行われることはないのである。従って、少なくとも、見積もり日付に関しては虚偽記載なのである。しかも、高松市職員は、上記請求書の「品名種別」欄の記載を統一させていないので、各社の請求書・内訳書の書き方はバラバラで、その金額の妥当性の判断もできないのである。

本件随意契約の締結及び履行は、地方自治法第234条の規定に違反するほか、無駄な公金支出を違法とする地方自治法第232条第1項、同法第2条第14項、地方財政法第4条第1項の各規定にも違反する違法な契約の締結及び履行と認められる。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記の事実証明書記載の契約締結及び履行について責任を有する者に対して当該損害の補填を求めるほか、「必要な措置」をとるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 個別外部監査契約に基づく監査の請求とこれに対する措置

- 1 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

2 高松市長（以下「市長」という。）に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。

第3 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求に係る監査対象事項は、高松市（以下「市」という。）の職員が、公用車の車検を民間業者に発注するに当たり、競争入札によらず、随意契約で契約を締結し、それに基づく履行をしていることが、違法または不当な契約の締結および履行に該当するか否かという事項である。

そして、措置請求の内容は、本件公金支出について、責任を有する者に対して当該損害の補てんを求めるほか、その他の必要な措置を講ずるよう市長に対して勧告することを求めるというものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成20年9月5日に証拠の提出および陳述の機会を与えたが、請求人からは新たな証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は、財務部財産活用課である。

第4 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象部局の職員から事情聴取するなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

(1) 市における公用車の保有状況とその管理・整備状況

ア 市における公用車の保有状況について

市が公用のために保有する自動車（以下「公用車」という。）の台数は、消防局、水道局、病院で管理している公用車を除き、平成20年9月2日時点で485台あり、この中で、市が自動車検査（以下「車検」という。）の発注を行う必要性のある公用車は、原動機付自転車73台、フォークリフトなどの重機9台、メンテナンス付リース契約によるリース車25台を除く、378台である。

そして、その保管場所は、市役所地下駐車場、市役所西側駐車場、五番町駐車場、鍛冶屋町駐車場、番町四丁目駐車場などの市役所周辺と、環境業務センター、東部下水処理場、保健所、保健センターなどの出先施設および各支所であり、その保管場所は広範囲なものとなっている。

また、年度当初に公用車の購入時期が集中していることから、市が保有する公用車の道路運送車両法（以下「道運法」という。）所定の車検を要する時期は重なっており、効率的な運用が求められている。

イ 市の公用車の管理・整備状況について

道運法は、自動車の使用者に対し、使用する自動車を常に同法で定める保安基準に適合させることを義務付けており、車検は、自動車の構造・装置を定期的に検査することにより、自動車の安全を確保し、公害を防止するとともに円滑な道路交通の確保と省エネルギー化を図ることを目的としており、国土交通省令で定められた技術上の基準による検査を自動車使用者に義務付けたものである。

そこで、市は、公用車の安全で適正な運行管理を図るために、高松市自動車等管理規程（以下「管理規程」という。）を設け、その管理規程第2条第1項で、自動車等の管理は、財務部財産活用課長が行うものとした上、同条第2項では、財産活用課長は、自動車等を常に良好な状態に整備し、その効率的かつ経済的な運行の管理を行わなけれ

ばならないと規定している。

そして、極めて専門的な知識を必要とする公用車の整備を適正に行うため、管理規程第6条の規定により、財産活用課に、道運法第50条第1項の規定に基づき、自動車整備士資格を所有する整備管理者を配置し、管理規程第7条では、財産活用課長は、整備管理者の報告に基づき、自動車整備業者による自動車等の修繕を行うことを規定している。また、管理規程第8条は、日常の運行から公用車の状態を適切に把握し、良好な状態を保持するため、運転者の遵守すべき事項を定め、その第1号で、運行開始前に、道運法第47条の2第1項の規定による点検を行う旨を規定し、その第2号で、修繕または整備を必要とするときは、直ちに整備管理者に報告し、その指示を受けることを規定している。

市は、台数が多く、かつ保管場所が広範囲にわたり複雑なものとなっている公用車の管理を、より効率的で適正に行うために、上記管理規程に基づき、財産活用課に整備管理者を2人配置し、平成12年4月1日から一括管理することによって効率化を図っている。そして、すべての公用車について、日常の点検整備のほか、法定点検である12か月点検・24か月点検（車検）を行うほかに、広域にわたる使用や利用頻度の高い公用車の安全性を確保するため、6か月点検も行っており、それら整備を行うことにより、公用車の常に安全で良好な状態を維持している。

(2) 市公用車の車検の実施状況

市には、車検等を行う資格を有する整備管理者がいるものの、車検等を行うに必要な設備を完備していない上、すべての公用車を点検整備できるだけの要員が確保できていないため、整備管理者は、市の設備で対応できる日常の点検整備や使用者から報告を受けた不具合の修繕、部品交換、6か月点検の一部について整備を行っているにすぎず、市の設備では対応することができない修繕や6か月点検、法定点検である12か月点検・24か月点検（車検）については、民間の自動車整備業者へ発注するほかはない状況にある。

市が、平成20年度に車検の実施を予定している公用車は、219台であり、そのうち平成20年9月2日時点で、既に車検済みまたは発注済みの公用車157台は、すべて1者随意契約により契約を締結している。

(3) 市公用車の民間業者に対する車検発注に関する契約締結状況とその履行状況

市は、公用車の車検を民間業者に発注するに当たり、その業者の選定については、市の入札参加資格者名簿に登載されている者であることを基本条件とし、車両購入後5年間は一般保証や特別保証などのメーカー保証を受けている関係で、車両を購入したメーカー系列のディーラーを使用することによって、経費削減を図れることができる利点があることから、その系列ディーラーを選定し、その後の車検については、市の車検発注に対応できる十分な設備・施設を有すること、発注車種に対する整備能力を有すること、これまでに相応の整備実績を有することなどの諸条件を具備した業者で、かつ入札参加資格者名簿に登載されている指定・認定工場の資格を有する業者の中から選定しているが、発注する車両数が多く、その保管場所が広範に分かれているところから、地理的利便性や効率性および業者間の受注機会の均等性などに対する配慮も行い、公正・公平な運用に努めている。

そして、車検の発注は、車検有効期間満了日の1か月前から車検を受けることができることから、その期間満了日の約1か月前に、公用車を一括管理している財産活用課から、車検を要する公用車を配置している課に対し、前記条件により選定した発注先業者や整備内容等を記載した自動車整備発注伝票を送付し、各課で公用車の使用計画を調整させたのち、業者へ車検の依頼をしている。

また、車検業者から提出される高松市会計規則施行規程所定の様式第14号の「見積書および請求書」の金額のうち、車検に係る法令等で規定されている費用については、整備士資格を有する整備管理者が検証して定め、個々の公用車の状態や走行距離等により異なってくる交換部品および補修整備内容などの整備着手後に分かる費用については、整備管

理者が、車検業者の検査所見を検討した上、その整備が必要であると判断して実施したときに、それに要する費用が過去の車検に係る費用の実績から妥当であるか否かを検証して決定している。

そして、その履行の確認は、自動車等の管理責任者である財産活用課長が、車検業者から提出される自動車検査証、点検整備記録簿を「見積書および請求書」に添付される内訳書の内容と照らし合わせて、適正に履行されていることを確認している。

なお、平成19年度の車検の発注実績については、市の入札資格参加者名簿に登録されている48社ある車検の指定・認証工場のうち、メーカー系列で納車実績のない新規販売店2社を除いた46社に発注している。

(4) 市公用車の車検発注の契約方法として随意契約によることの必要性・理由

車検に係る費用には、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、自動車検査登録印紙代などの法定費用のほかに、点検・整備に係る法定外費用がある。法定費用については、法令により定められた費用であるため、業者の違いによる金額の差はないが、法定外費用については、メーカー、車種、年式、用途、使用頻度、走行距離、装備や使用状況など個々の車両の状態が異なり、その車検整備に必要な交換部品、修繕箇所の見極めには、外観のみで判断することはできず、各車両を実際に分解整備する段階で修繕箇所、交換部品、作業工賃などの費用見積が可能となるものである。

市が公用車の車検発注の契約締結を競争入札の方法により行うとすれば、車検を要する公用車を発注前に一旦見積業者に引き渡し、その業者に当該公用車を分解点検させた上で、見積書を提出させなければならないこととなり、これを複数の見積業者に行わせることになれば、公用車を使用できない期間が長引き、その使用に支障が生じるなど時間的・経済的な損失が発生する。

また、各車検業者によって見積方法が異なることから、その見積金額の妥当性を判断することが難しく、見積りおよびその検討作業に伴う応分の経費負担も発生するほか、受注業者は、落札決定後に再度の分解を

行った上で検査・整備を行うことになり、効率性、経済性を多分に損なうことに繋がることになる。そこで、市は、車検に関する上記特殊事情を考慮し、車検発注契約については、競争契約は相当でなく、1者による随意契約が適当であると判断して、1者随意契約の方法により、車検の発注契約を締結しているものである。

(5) 市の契約締結に関する諸規定と随意契約による市公用車の車検発注の適合性

市などの地方公共団体の契約締結については、法第234条で一般競争入札によることを原則としているものの、同条第2項では、政令で定める場合に該当するときに限り、随意契約によることができると規定しており、法施行令第167条の2第1項第2号は、随意契約によることができる場合として「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と規定している。

そして、高松市契約規則第18条第1項は、随意契約により契約を締結しようとするときは、予定金額をもって予定価格とすることができる旨を規定し、同条第2項は、随意契約による場合は、契約書案その他見積りに必要な事項を示してなるべく2以上の者から見積書を提出させなければならないが、特別に市長が認めたときは、この限りでない旨を規定している。

市は、公用車の車検等に係る前記特殊性を考慮し、その契約締結を効率的・経済的に行うため、すべて1者随意契約の方法により行うことを決定しているが、その決定に当たっては、「平成20年度高松市庁用自動車の直接修繕および整備用部品の直接購入」の決裁を経て、市長の特別承認を受け、その取扱いを統一した上、公用車ごとに算定した金額を積算し、その予定金額をもって予定価格としており、公用車ごとに金額の変動はあるものの、その執行は予定価格内において適正に行うこととし、これを実践している。

従って、市は、公正に選定した見積業者1者から「見積書および請求書」の提出を受けて随意契約により発注した車検に関する契約は、いずれも、適法かつ妥当なものと判断・認識した上、処理している。

2 監査委員の判断

(1) 随意契約による市公用車の車検発注契約の締結とその履行の適法性・妥当性について

請求人は、市が公用車の車検発注に当たり、すべて競争入札によらず、2者以上の業者から見積書を提出させることもなく、お気に入りの業者1者を恣意的に選んで、随意契約により発注し、その履行をしていることは違法であると主張しているので、まず、この点について検討する。

市は、請求人が指摘しているとおり、公用車の車検を民間業者に発注するに当たって、競争入札によらず、1者随意契約により、契約を締結し、それに基づく履行をしていることは事実であるが、それは、発注に係る業務内容の車検自体に「監査により認められた事実」の(4)で明らかにしている特殊性があるため、競争入札による契約締結には適さず、1者随意契約による方法を採用することが相当かつ妥当であると判断してなされたことによるものであり、その判断は、効率性、経済性の観点から見て、相当の理由があるものと認められ、その手続においても、「監査により認められた事実」の(3)で明らかにしているとおり、関係法令に則り適正な処理がなされていることが認められるので、何ら違法性もなく、適正であると言わなければならない。請求人の主張には何ら理由がないものと判断する。そして、発注先の業者選定については、「監査により認められた事実」の(3)で明らかにしているとおり、業者の設備・施設の規模・整備能力・整備実績などの諸条件のみならず、受注機会の均衡・地域経済への貢献や波及効果などの諸事情も考慮して、適正に処理されており、特定の業者を恣意的に選んで車検に係る発注契約を締結しているものとは到底認められず、請求人の主張は失当である。

なお、請求人は、発注契約に係る車検代金の支払のため業者から提出させている「見積書および請求書」について、車検に関する見積行為と請求行為は全く別の行為であり、同一日に行われることはあり得ないので、少なくとも見積日付に関しては虚偽記載があり、品名種別欄の記載方法を統一させていないことから、その金額の妥当性も判断できないと

主張しているのです、その点について付言する。

「見積書および請求書」に記載される日付が同一日であることは事実であるが、これは「監査により認められた事実」の(3)で明らかにしたとおり、市が車検業者の検査所見を聴取し、これを検討した上、整備内容を決め、見積りと同時に整備が行われている実情があるため、その日付も市と車検業者が協議して同一日に記載したものにすぎず、見積りと請求の日付が同日であることの一事をもって虚偽の記載であると判断することはできず、この点に関する請求人の主張は失当である。

また、請求人が主張するように、車検発注契約に関し、各業者から提出される「見積書および請求書」の記載方法については、統一されていないことも事実であるが、これは、「監査により認められた事実」の(3)で明らかにしたとおり、車検業者から「見積書および請求書」と併せて提出される内訳書の内容が、整備管理者と車検業者との協議により作成されているので、その金額の妥当性を判断するのに十分足るものがあり、その記載方法が統一されていないことをもって、その金額の妥当性が判断できないと言うことは早計であり、この点に関する請求人の主張も失当であると言わざるを得ない。

- (2) 随意契約による市公用車の車検発注契約の締結とその履行における法第234条・同第232条第1項および同第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定違反の有無について

次に、請求人は本件契約の締結およびそれに伴う公金支出が法第234条・同第232条第1項および同第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定に違反しているのです、本件契約は違法であり、それに基づく公金の支出は公金の違法な支出である旨主張しているのです、検討する。

請求人が主張する法第234条は地方公共団体が、契約の締結に係る事務処理を行うに当たり、遵守しなければならない手続等について規定しているものであり、法第232条第1項および同第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定は、地方公共団体が、その事務を行うに当たり、必要な経費を支出する場合、最少の経費で最大の効果を

挙げるようにしなければならないという趣旨を規定しているものである。

本件公用車の車検に係る契約は、前項までに詳述しているところから明らかなとおり、正当な理由で、適正な手続によって行われ、適正に算定した最少の経費で最大の効果を挙げているものと認められ、前記各規定に違反するものは何ら見当たらず、違法なものとは言えない。

また、その支出が市に損害を与えたものとは到底認められず、請求人の上記主張には何ら理由がないものと言わなければならない。

以上検討のとおり、請求人の主張は、いずれも理由がなく、失当である。よって、本件措置請求には理由がないものと判断する。